

期末手当及び勤勉手当の支給月数について（校園）

人事委員会勧告に基づき、会計年度任用職員以外の職員について公民較差分として勤勉手当を次のとおり引き上げる。なお、会計年度任用職員は人事委員会勧告に基づき期末手当を次のとおり引き上げる。

1 支給月数

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.000	1.150	2.150	1.000	1.150	2.150	2.000	2.300	4.300
	改定後	1.000	1.150	2.150	1.000	1.250	2.250	2.000	2.400	4.400
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.000	0.100	0.100	0.000	0.100	0.100
R5	改定後	1.000	1.200	2.200	1.000	1.200	2.200	2.000	2.400	4.400
	現行との差	0.000	0.050	0.050	0.000	0.050	0.050	0.000	0.100	0.100

(2) (1) 以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	0.950	2.150	1.200	0.950	2.150	2.400	1.900	4.300
	改定後	1.200	0.950	2.150	1.200	1.050	2.250	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.000	0.100	0.100	0.000	0.100	0.100
R5	改定後	1.200	1.000	2.200	1.200	1.000	2.200	2.400	2.000	4.400
	現行との差	0.000	0.050	0.050	0.000	0.050	0.050	0.000	0.100	0.100

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長、園長、副校長及び教頭

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	0.575	0.550	1.125	0.575	0.550	1.125	1.150	1.100	2.250
	改定後	0.575	0.550	1.125	0.575	0.600	1.175	1.150	1.150	2.300
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.000	0.050	0.050
R5	改定後	0.575	0.575	1.150	0.575	0.575	1.150	1.150	1.150	2.300
	現行との差	0.000	0.025	0.025	0.000	0.025	0.025	0.000	0.050	0.050

(2) (1) 以外の職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.500	1.175	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0.000	0.000	0.000	0.000	0.050	0.050	0.000	0.050	0.050
R5	改定後	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.350	0.950	2.300
	現行との差	0.000	0.025	0.025	0.000	0.025	0.025	0.000	0.050	0.050

(C) 会計年度任用職員

年度		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4	現行	1.200	—	1.200	1.200	—	1.200	2.400	—	2.400
	改定後	1.200	—	1.200	1.300	—	1.300	2.500	—	2.500
	現行との差	0.000	—	0.000	0.100	—	0.100	0.100	—	0.100
R5	改定後	1.250	—	1.250	1.250	—	1.250	2.500	—	2.500
	現行との差	0.050	—	0.050	0.050	—	0.050	0.100	—	0.100

2 勤勉手当の詳細(教育職給料表適用者)

(A) 再任用職員以外の職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	1.250	1.238 +2 α +2f	1.238 + α +f	1.238	1.105	0.984
R5.6以降	1.200	1.188 +2 α +2f	1.188 + α +f	1.188	1.055	0.934

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	1.250	1.250 +2f	1.250 +f	1.250	1.117	0.996
R5.6以降	1.200	1.200 +2f	1.200 +f	1.200	1.067	0.946

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	1.050	1.050 +6f	1.050 +4f	1.050 +f	1.006	0.962
R5.6以降	1.000	1.000 +6f	1.000 +4f	1.000 +f	0.956	0.912

(B) 再任用職員

(1) 校長、所長、准校長及び園長

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	0.600	0.600	0.600	0.600	0.533	0.472
R5.6以降	0.575	0.575	0.575	0.575	0.508	0.447

(2) 副校長及び教頭

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	0.600	0.600	0.600	0.600	0.533	0.472
R5.6以降	0.575	0.575	0.575	0.575	0.508	0.447

(3) (1)、(2)以外の教育職給料表適用者

支給期	原資月数	勤務成績による支給月数				
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
R4.12	0.500	0.500	0.500	0.500	0.478	0.455
R5.6以降	0.475	0.475	0.475	0.475	0.453	0.430

3 実施時期

令和4年度分については、令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当から、令和5年度以降分については、令和5年6月期の期末手当及び勤勉手当から適用。

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（校園）

（1）令和4年12月期

ア 再任用職員以外の職員

（原資）1.050月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	1.116
第2区分	1.094
第3区分	1.061
第4区分	1.006
第5区分	0.962

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	1.198	1.222
第2区分	1.139	1.155
第3区分	1.065	1.069
第4区分	1.038	1.038
第5区分A	1.025	1.025
第5区分B	0.988	0.988
第5区分C	0.950	0.950

イ 再任用職員

（原資）0.500月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	0.500
第2区分	0.500
第3区分	0.500
第4区分	0.478
第5区分	0.455

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	0.514	0.514
第2区分	0.507	0.507
第3区分	0.500	0.500
第4区分	0.487	0.487
第5区分A	0.481	0.481
第5区分B	0.473	0.473
第5区分C	0.465	0.465

(2) 令和5年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1. 000月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	1.060
第2区分	1.040
第3区分	1.010
第4区分	0.956
第5区分	0.912

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	1.148	1.166
第2区分	1.089	1.101
第3区分	1.015	1.018
第4区分	0.938	0.938
第5区分B	0.925	0.925
第5区分C	0.888	0.888
第5区分D	0.850	0.850

イ 再任用職員

(原資) 0. 475月

区分	教育職
	1級～特2級
第1区分	0.475
第2区分	0.475
第3区分	0.475
第4区分	0.453
第5区分	0.430

区分	行政職	技能労務職
	1～5級	1～3級
第1区分	0.489	0.489
第2区分	0.482	0.482
第3区分	0.475	0.475
第4区分	0.448	0.448
第5区分B	0.442	0.442
第5区分C	0.434	0.434
第5区分D	0.426	0.426

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。